

役員報酬・退職手当規程

平成23年4月1日制定

平成24年4月1日改正

(総則)

第1条 一般財団法人電気技術者試験センター（以下「試験センター」という。）の常勤役員
の報酬及び退職手当は、この規程の定めるところによる。

(年俸)

第2条 常勤役員の報酬は年俸とし、その役職に応じ別表に掲げる額とする。

2 報酬の支給は、前項に定める報酬額を12等分した額（以下「報酬月額」という。）
を毎月支給する。

3 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は、月の途中で常勤役員を退任したとき、あ
るいは、死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。なお、日割り計算の結
果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(退職手当)

第3条 常勤役員の退職手当の額は退職時の第2条第2項の報酬月額に在職した月数を掛
け、さらに100分の12.5を掛けて得た金額とする。

2 在職した月数の計算は、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1
月に満たない端数が生じたときは1月として計算する。

3 退職手当は本人が死亡したときは、その遺族に支払うものとする。

(退職手当の支給制限)

第4条 常勤役員が定款第33条第1項第2号の規定により解任された場合は、退職手当
を支給しない。

第5条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

ただし、旧法人の同規程（平成22年4月1日制定）附則3は引き続き適
用する。

(参考：旧法人規程附則3抜粋)

この規程制定の日（平成22年4月1日）に在任する常勤役員がこの規程制定
の日以降引き続き在職した後に退職した場合におけるその者のこの規程の制定の
日までの期間に係わる退職手当の額は、第3条の規定に拘わらず、廃止前の役員
退任手当支給規程（平成22年3月31日廃止）の規定を適用する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から次のとおり適用する。

第2条に定める常勤役員の報酬は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間は、別表の報酬額から10パーセントを減じた額とする。

別表

役職	報酬額（千円）
理事長	18,600
専務理事	16,800